

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	山形県鶴岡市教育委員会
--------	-------------

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 3 月 17 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	鶴岡市立朝陽第二小学校	420 名	37 名
2	鶴岡市立温海小学校	142 名	17 名
3	鶴岡市立鶴岡第二中学校	472 名	43 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

本市では、特別支援教育講座を開設して特別支援教育に対する教員の理解を深めたり、専門家チームによる巡回相談を通して一人一人の児童生徒の実態を捉えたりすることで早期支援につなげるシステム作りに努めている。しかしながら、特別支援学級の実態把握、教育課程編成の工夫や障害の程度に応じた適切な支援、教員の専門性の向上、保護者や他機関との連携など、特別支援教育の充実については、更に追究することが必要であると考えている。

このような現状の中、モデルスクールに指定した 3 校には複数種の特別支援学級が設置されており、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育に関する校内委員会を組織し、個別の教育支援計画、個別の指導計画を策定したり、職員研修の機会を設けたりして一人一人のニーズに応じた支援の充実に取り組んでいる。

さらに 3 校には、特別支援学級や通常の学級において、市の就学判断と異なる学びの場に在籍している児童生徒もいることから、校内の既存の組織を十分に機能させつつ、合理的配慮協力員が新たに加わることで、多様な視点から合理的配慮の提供について探ることができるものと判断した。いずれのモデルスクールにも、対象児童生徒のみならず、特別な支援を要する全ての児童生徒の実態を把握し適切に支援する十分な土台があるため、合理的配慮の提供について実践研究し成果を得ることができるものと考えている。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

モデルスクール3校それぞれに合理的配慮協力員を配置し、各校において、管理職、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等と連携しながら、本事業の推進において中心的な役割を担うことができるよう連絡調整を行った。

また、合理的配慮協力員、アドバイザー、教育相談員、教育委員会の担当者から組織される運営協議会を設立して事業のねらいを定め、合理的配慮提供の進捗状況を確認しながら、必要に応じて学校訪問をしたり環境整備を支援したりした。

さらに、本事業を含め、インクルーシブ教育システムについての理解が深まるよう、市が主催となって開催している特別支援教育講座や特別支援教育コーディネーター連絡会において講義を行ったり、事業実践集を作成したりした。

【モデルスクールとして行った取組】

対象児童生徒に合理的配慮を提供するに当たって、合理的配慮協力員、担任、特別支援教育コーディネーター、学校教育支援員等が連携できるよう校内体制を整えた。さらに、合理的配慮協力員は必要に応じて外部の関係機関とも連携し、情報を集約して適切な合理的配慮が提供できるようにした。

いずれのモデルスクールにおいても、特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画は作成済みであるが、本事業をきっかけに合理的配慮の観点を見直し、保護者と内容を確認しながら目標が達成されているかを評価した。

学校の現状と対象児童生徒の実態を踏まえ、実現可能な範囲で環境整備を行った。また、各教科や学校行事等、様々な場面で交流学習の機会を設定した。

市で行っている特別支援教育講座や夏季研修講座等に、合理的配慮協力員を含めて多数の教職員が参加し、特別支援教育に関する知識や教養を深めた。

専門家チームによる巡回相談やスクールカウンセラーとのカウンセリングにおいては、児童生徒の実態に応じた支援や指導法について具体的な指導・助言を得た。

3. 成果及び課題

【成果】

モデル校それぞれに配置した合理的配慮協力員が中心となり、対象児童生徒に提供する合理的配慮を検討した。3校の実践から得られた主な成果を3点挙げる。

①合理的配慮協力員を核とした連携

本事業で各校に合理的配慮協力員を配置したことで、教職員、保護者、関係機関がつながり、それぞれがもっていた情報を集約することができた。集約した情報を基に改めて対象児童生徒の実態を見てみると、必要な支援が明確になり、学校と家庭が連携して合理的配慮を決定していくことができた。

②目的を明確にした合理的配慮の提供

上記のように情報を集約し、将来に向けた本人や保護者の願いを踏まえた上で目標を設定できたことにより、明確な意図をもって合理的配慮を検討することができるようになった。また、本事業推進に当たり文部科学省より示されている基礎的環境整備や合理的配慮の観点に沿って個々の支援を整理したことは、対象児童生徒の生活上、必要十分な支援が提供されているかを見直すことにつながり、結果として支援の幅が広がったと捉えている。

③教職員の意識の変化

対象児童生徒へ提供する合理的配慮の検討は担任や特別支援教育コーディネーター、合理的配慮協力員が中心となったが、学校生活のあらゆる場面での提供を検討するうちに、全ての教職員の理解も深まってきたと言える。

また、対象児童生徒への合理的配慮の検討がモデルとなり、ほかの児童生徒についても、「関係機関の情報を集約する」「正確に実態を把握する」「本人や保護者の願い、将来的な見通しを踏まえた上で必要な支援を検討する」などを重視することの意識が高まり、改めて一人一人の児童生徒を見つめることにつながってきたことが大きな成果である。

【課題】

モデル校と教育委員会において確認し、今後、全市の取組として改善していきたい主な課題を以下に2点挙げる。

①個別の教育支援計画、個別の指導計画の有効活用と保護者との合意形成

本市では、医療診断があったり専門家チームによる判断があったりする全ての児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成済みである。しかし、合理的配慮の提供という視点での記載が十分とは言えない。モデル校においても、事業を推進しながら少しずつ修正する形となった。

今後は、児童生徒の実態、将来の見通しについて年度当初の段階で保護者と十分に話し合い、長期・短期の目標を定めた上で、提供可能な合理的配慮を決定して個別の教育支援計画、個別の指導計画に明記することとしたい。

また、保護者の願いの中には、予算や体制面からすぐに対応することが難しい内容もあった。現状を説明したり代替案を検討したりすることで合意形成を図ってきたが、今後もそのような要望があることが予想されるので、十分に話し合っていきたい。

②就学先の判断に係る関係機関の連携と情報共有

本事業を通して、合理的配慮を検討するということは、今現在の困難を改善することに留まらず、「対象児童生徒の将来をどのようにイメージし、その実現のために今できることは何かを検討すること」でもあると認識を新たにした。

今後も、適正な就学判断に当たっては、児童生徒の実態をよく見極めると同時に、医療や福祉等の関係機関と十分に連携し、広い視野をもって慎重に討議したい。

また、保護者が早い段階で将来の選択肢についての正確な情報を得ることができるよう、関係機関との横のつながりを大切にしながら情報共有、情報提供していきたい。